

福岡県公報

平成30年2月23日
第3969号

目次

告示 (第123号 - 第146号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 7

- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 9
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 9
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律における指定地方公共機関の指定について (防災企画課) 10

公告

- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 10
- 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録 (生活衛生課) 11
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 11
- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 13
- 落札者等の公示 (教育庁総務課) 13
- 技能教育施設に係る連携科目等の指定 (教育庁高校教育課) 14

教育委員会

告示

福岡県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉市杷木赤谷16番3先から 朝倉市杷木赤谷16番1先まで

福岡県告示第124号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代3月号	雑誌15183-03	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント3月号	雑誌05303-03	ジェイズ・恵文社	
	3	実話外伝	ISBN978-4-89212-276-7	ジェイズ・恵文社	

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	吹春線 本分線	前	八女市黒木町土窪919番3先から 八女市黒木町土窪910番1先まで	5.5 ～ 42.0	138.5
			後	八女市黒木町土窪919番3先から 八女市黒木町土窪910番1先まで	7.5 ～ 44.0	138.5

福岡県告示第126号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 西隈
- 2 区域の所在地 筑紫郡那珂川町大字西隈字鳥越及び西隈三丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
筑紫郡那珂川町大字西隈字鳥越	387番3の5	1号及び2号
	387番3の6	3号及び4号
	387番22	5号及び6号
	387番24	7号から9号まで
	387番2	10号
西隈三丁目	306番	11号及び12号
	308番1	13号
	309番	14号
	311番1	15号
	313番	16号及び17号
	314番2	18号

福岡県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第113号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御開1丁目-1	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御開1丁目-2	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第114号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御開1丁目-1	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
御開1丁目-2	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御開1丁目-1	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御開1丁目-2	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

則松(b)-1	北九州市八幡西区大字則松（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
則松(b)-2	北九州市八幡西区大字則松（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御開1丁目-2	北九州市八幡西区御開一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
則松(b)-1	北九州市八幡西区大字則松（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
則松(b)-2	北九州市八幡西区大字則松（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面2から4までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	藤山国分線一丁田	前	久留米市諏訪野町1645番12先から 久留米市諏訪野町1636番1先まで	10.8 ～ 16.6	96.3
			後	久留米市諏訪野町1645番12先から 久留米市諏訪野町1636番1先まで	11.6 ～ 17.5	

福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
直方	県道	福岡直方線	前	宮若市龍徳1455番4先から 宮若市龍徳752番2先まで	7.5 ～ 28.0	990.8	
			前	宮若市龍徳1455番4先から 宮若市龍徳752番2先まで	10.4 ～ 29.0		

県道中間宮田線重用延長595.1メートル

			後	宮若市龍徳1457 番1先から 宮若市龍徳752 番2先まで	7.5 ～ 28.0	990.8	
--	--	--	---	---	------------------	-------	--

福岡県告示第133号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡上毛町大字西友枝3369
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
3369（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第134号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木林田字甲ヶ迫1509の1、1523、1525の1、1526の1、1527、1534、1535、1538
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第135号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市上字穴江401の10
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

太宰府市大字北谷1542（次の図に示す部分に限る。）、字熊崎905の93、905の154、905の179、905の180、1363の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1542（次の図に示す部分に限る。）、字熊崎905の93・905の154・905の179・905の180・1363の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第137号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字上川底631の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字上川底646の7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成27年11月20日付け福岡県告示第924号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
福岡市東区大字奈多字小瀬抜1301の9（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1302の113・1302の120・1302の123・1302の124（以上4筆国有林。）
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年4月12日付け福岡県告示第372号は取り消す。
平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字新田911、字畑より山ノ寺迄978の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新田911（次の図に示す部分に限る。）、字畑より山ノ寺迄978の14（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第140号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月30日付け福岡県告示第664号は取り消す。
平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字縦鶴2708の3、2708の8、2714の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字縦鶴2708の3・2708の8・2714の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月30日付け福岡県告示第665号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字小スタ2873の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小スタ2873の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月30日付け福岡県告示第666号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市星野村字尾迫9325、9328、9330の2
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字尾迫9325・9328・9330の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月30日付け福岡県告示第667号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市黒木町土窪字上大谷2939から2941まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上大谷2939から2941まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月30日付け福岡県告示第668号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市星野村字立山10517の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字立山10517の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、平成28年8月5日付け福岡県告示第637号は取り消す。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字朝畑2225の6、2225の9、2225の24、2225の39、2225の40、2225の49、字イボ岩2233の2、2233の3、字焼山2235の12から2235の14まで、2235の19、2235の28、2235の36

福岡県知事 小川 洋

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝畑2225の6・2225の9・2225の24・2225の39・2225の40・2225の49（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字イボ岩2233の2・2233の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字焼山2235の12から2235の14まで・2235の19・2235の28・2235の36（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第146号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

第2条第2項に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

久留米ガス株式会社

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年2月23日

1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年1月19日

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

種類	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)
(1)	福岡地区・モノクロ	A B D	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.66円 0.66円 0.66円
	北九州地区・モノクロ	A D			0.66円 0.66円
	筑豊地区・モノクロ	A			0.66円
	筑後地区・モノクロ	A B			0.66円 0.66円
	福岡地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)			0.66円 3.23円
	福岡地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)			0.66円 3.23円
	北九州地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)			0.66円 3.23円
	筑後地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)			0.66円 3.23円
	筑後地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)			0.66円 3.23円
	筑後地区・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)			0.66円 3.23円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成29年12月5日

公告

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第20条第1号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
九州栄養福祉大学食物栄養学部食物栄養学科 北九州市小倉北区下到津五丁目1番1号	平成30年2月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年2月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ 中間店

(2) 所在地 中間市大字垣生字東七反田1501番1 ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年10月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,759平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	87
合計	87

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	20
合計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	30
合計	30

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

建物南側	18.71
合計	18.71

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時00分～午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	建物東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分～午後8時00分

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分の根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項
- 2 聴聞の期日及び場所
平成30年3月7日 午前10時00分
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室
- 3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 4 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により防衛省九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
春日市小倉東	平成29年12月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
1級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宗像市自由ヶ丘地区	平成30年2月7日から 平成30年3月31日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画公園の変更（北九州市決定）（平成28年10月3日北九州市告示第414号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画緑地の変更（北九州市決定）（平成27年11月20日北九州市告示第450号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江字島巡り117番12、129番2、136番1及び137番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市波多江字中川原100番地
九星飲料工業株式会社
代表取締役 仲原 孝志

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字山田字野間尻1165番1、1165番13及び1165番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市須玖南五丁目134番地
村元 知子

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
NPO法人福岡すまいの会	福岡市博多区空港前三丁目9番24号アクセスエアポート101	福岡市博多区空港前三丁目9番24号アクセスエアポート101	平成30年2月7日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年2月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁総務部総務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年1月4日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

49,645,440円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設について、連携措置に係る科目を平成30年2月14日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成30年2月23日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

学校法人神村学園高等部単位制・通信制福岡学習センター

(福岡市早良区西新六丁目10番30号)

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
マーケティング	マーケティング
ビジネス実務	ビジネス実務